

## 平成29年10月末における少年非行等の概況

生活安全部

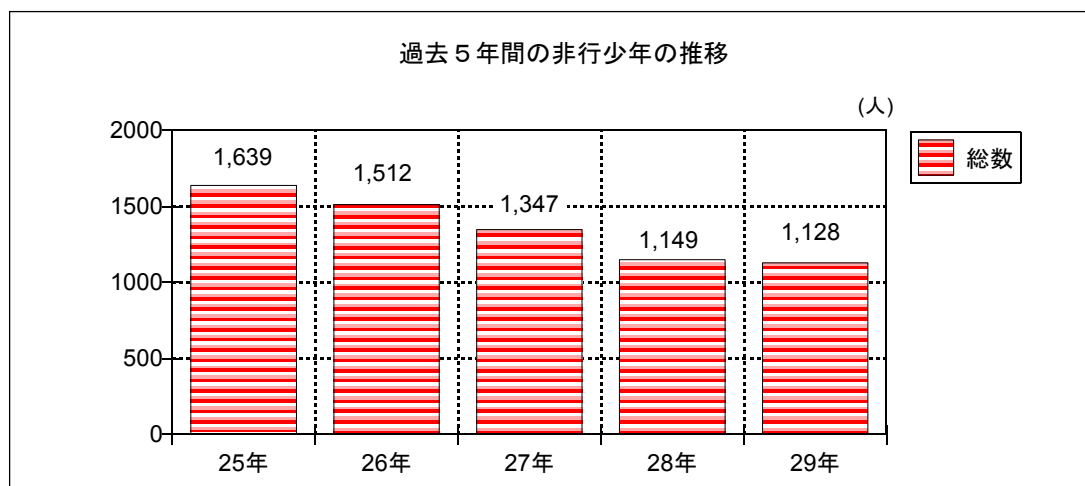
### ◎ 非行少年等の状況

非行少年は1,128人で、前年同期比21人(1.8%)減少した。刑法犯少年は1,010人で2人(0.2%)増加、特別法犯少年は116人で24人(17.1%)減少、ぐ犯少年は2人で1人(100.0%)増加した。

不良行為少年は14,421人で、前年同期比1,005人(7.5%)増加した。

		非 行 少 年								不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯				
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年				
総 数	29年	1,128	1,010	635	375	116	108	8	2	14,421
	28年	1,149	1,008	654	354	140	123	17	1	13,416
	増減 (%)	-21 (-1.8)	2 (0.2)	-19 (-2.9)	21 (5.9)	-24 (-17.1)	-15 (-12.2)	-9 (-52.9)	1 (100.0)	1
うち 女 子	29年	199	175	80	95	23	21	2	1	3,841
	28年	187	158	81	77	29	24	5		3,354
	増減 (%)	12 (6.4)	17 (10.8)	-1 (-1.2)	18 (23.4)	-6 (-20.7)	-3 (-12.5)	-3 (-60.0)	1	1

- ※ 犯 罪 少 年 と は… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年  
 触 法 少 年 と は… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年  
 ぐ 犯 少 年 と は… その行動や性格、環境等から将来何らかの罪を犯すおそれのある少年  
 非 行 少 年 と は… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう  
 不 良 行 為 少 年 と は… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年  
 刑 法 犯 ・ 特 別 法 犯 と は… 刑法に定める罪、特別法の罪条に触れる行為を犯したことをいう



### ○ 刑法犯検挙・補導状況(罪種別)

罪種別では、窃盗犯が全体の64.7%(654人)を占め、このうち手口別では、万引きが70.8%(463人)と最も高い割合を占めている。

	総 数							
	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯		知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他 の 刑 法 犯	
			うち 万 引 き					
29年	1,010	11	109	654	463	9	26	201
28年	1,008	11	107	625	433	5	28	232
増減 (%)	2 (0.2)	0 (1.9)	2 (4.6)	29 (6.9)	30 (6.9)	4 (80.0)	-2 (-7.1)	-31 (-13.4)

○ 刑法犯検挙・補導状況（学職別）

学職別では、中学生が全体の25.3%(256人)、小学生が24.7%(249人)、高校生が24.7%(249人)を占めた。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年	1,010	834	249	256	249	80	116	60	
28年	1,008	812	203	254	288	67	126	70	
増減 (%)	2 (0.2)	22 (2.7)	46 (22.7)	2 (0.8)	-39 (-13.5)	13 (19.4)	-10 (-7.9)	-10 (-14.3)	

○ 特別法犯検挙・補導状況（法令別）

特別法犯少年は116人で、前年同期比24人(17.1%)減少した。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
29年	116	13	34	10	1	2	1	10	2	43
28年	140	9	48	13	3	2	2	7	3	53
増減 (%)	-24 (-17.1)	4 (44.4)	-14 (-29.2)	-3 (-23.1)	-2 (-66.7)	0	-1 (-50.0)	3 (42.9)	-1 (-33.3)	-10 (-18.9)

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は3人で、前年同期比2人(40.0%)減少した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年	3	1			1		1	1	
28年	5	1			1		2	2	
増減 (%)	-2 (-40.0)	0			0		-1 (-50.0)	-1 (-50.0)	

※薬物乱用少年とは… 大麻や覚醒剤、麻薬等を所持するなどして大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒劇物取締法違反で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

福祉犯の検挙人員は271人で、前年同期比35人(14.8%)増加した。

福祉犯の被害少年は189人で、このうち児童・生徒・学生が156人で全体の82.5%を占めた。

コミュニティサイト等（出会い系サイトとコミュニティサイト）の利用に起因する福祉犯の被害少年は94人で、前年同期比32人(51.6%)増加した。

※ここでの「コミュニティサイト」とは、SNS、プロフィールサイト、ゲームサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称であり、統計上、無料通話アプリも含む。

○ 福祉犯の検挙人員

	総 数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
29年	271	20	117	102	15	5	12
28年	236	13	103	75	24	3	18
増減 (%)	35 (14.8)	7 (53.8)	14 (13.6)	27 (36.0)	-9 (-37.5)	2 (66.7)	-6 (-33.3)

